相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県生駒市新旭ヶ丘一三七〇番地、最後の住所奈良県生駒市以下不詳
　被相続人　亡　丸山フサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日
　長野県上田市上田原八〇五番地
　相続財産管理人　倉澤健太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市多摩区登戸二一六三番地、最後の住所愛知県豊橋市牟呂大西町八番地の三三
　被相続人　亡　小倉　幸彦

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日
　愛知県豊橋市前田南町一丁目九番地二六ヰヌ・フラット一階
　相続財産管理人　司法書士　石川　博子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県あま市七宝町安松上屋敷二〇一八番地、最後の住所名古屋市守山区四軒家一丁目七一〇番地紘仁病院
　被相続人　亡　河竹　利一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日
　名古屋市中村区乾出町二―七正和ビル二階
　なかむら公園前法律事務所
　相続財産管理人　弁護士　松澤　良人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市須磨区板宿町二丁目三番地一、最後の住所神戸市灘区篠原伯母野山町二丁目二番一―三〇三号　柳田方
　被相続人　亡　福田　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日
　神戸市灘区桜口町四丁目五番一二号フォーラム六甲三〇四号室
　相続財産管理人　司法書士　塩見　栄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市吉田町奥浦甲七〇番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　山内徳太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日
　愛媛県宇和島市吉田町法花津六番耕地一九二番地
　相続財産管理人　松本　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市植木町伊知坊三一一番地、最後の住所福岡県福津市内殿五三九番地の一〇
　被相続人　亡　冨田臣津男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日
　事務所福岡市中央区赤坂一丁目一一番一三号
　相続財産管理人　宮崎　浩平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県浦添市字小湾四二番地、最後の住所沖縄県那覇市首里鳥堀町四丁目五二番地久場方
　被相続人　亡　宮城　榮昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日
　相続財産管理人　弁護士　松澤　良人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市須磨区板宿町二丁目三番地一、最後の住所神戸市灘区篠原伯母野山町二丁目二番一―三〇三号　柳田方
　被相続人　亡　福田　信子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日
　神戸市灘区桜口町四丁目五番一二号フォーラム六甲三〇四号室
　相続財産管理人　司法書士　塩見　栄介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市吉田町奥浦甲七〇番地、最後の住所本籍に同じ
　被相続人　亡　山内徳太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日
　愛媛県宇和島市吉田町法花津六番耕地一九二番地
　相続財産管理人　松本　宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本市植木町伊知坊三一一番地、最後の住所福岡県福津市内殿五三九番地の一〇
　被相続人　亡　冨田臣津男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日
　事務所福岡市中央区赤坂一丁目一一番一三号
　相続財産管理人　宮崎　浩平

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県浦添市字小湾四二番地、最後の住所沖縄県那覇市首里鳥堀町四丁目五二番地久場方
　被相続人　亡　宮城　榮昌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年五月二十三日
　沖縄県浦添市宮城六丁目五番二一号
　相続財産管理人　宮城　清光

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社横浜アーチスト　横浜アーチスト　株式会社横浜市中区山下町一番地

二　保証金の額　金三十万円

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成24年５月23日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①三井ホーム株式会社　②国土交通大臣(10)2531　③代表取締役　生江隆之　④東京都新宿区西新宿二丁目１番１号　廃止した従たる事務所　埼玉県所沢市有楽町17番５号　⑤500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都新宿区西新宿二丁目１番１号　三井ホーム株式会社　代表取締役　生江隆之

①ジー・ピー・コーポレーション有限会社　②東京都知事(2)85293　③取締役　森田威　④東京都千代田区永田町二丁目11番１号　⑤1000万円　⑥東京都知事　⑦東京都千代田区永田町二丁目11番１号
　ジー・ピー・コーポレーション有限会社　取締役　森田威

①株式会社ジェイ・エス・ピー京都　②京都府知事(2)11974　③代表取締役　古澤武夫　④京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町720番地１　廃止した従たる事務所　京都市北区小山東大野町81―１　⑤500万円　⑥京都府知事　⑦京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町720番地１　株式会社ジェイ・エス・ピー京都　代表取締役　古澤武夫

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年五月二十三日
　横浜市中区山下町一番地
　株式会社横浜アーチスト
　代表取締役　宮崎　博充